

東浦町未移行幼稚園副食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号ロの規定に基づき、低所得で生計が困難である者等の子どもの円滑な特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）の利用を図り、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする東浦町未移行幼稚園副食費補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(交付の対象)

第3条 交付の対象となる費用は、次の各号に掲げる満3歳以上の施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合における食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用（以下「実費徴収額」という。）とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者
- (2) 負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年に在籍する子どもをいう。）の兄弟が同一世帯に2人以上いる者
- (3) 施設等利用給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者が令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、施設等利用給付認定保護者が現に支払うべき実費徴収額とし、施設等利用給付認定子ども1人当たり月額5,100円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、東浦町未移行幼稚園副食費補助金交付申請書（様式第1）に、実費徴収額に係る領収書（副食の材料費の支払い額が分かるものに限る。）の写しその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

(代理受領)

第6条 申請者は、補助金の受領に関する権限を、特定子ども・子育て支援提供者に委任することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を東浦町未移行幼稚園副食費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた者は、東浦町未移行幼稚園副食費補助金請求書（様式第3）により、速やかに町長に補助金の支払いを請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を審査し、支払いを決定した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払った補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町未移行幼稚園副食費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後にされる東浦町未移行幼稚園副食費補助金交付要綱の交付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第 1（第 5 条関係）

東浦町未移行幼稚園副食費補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所 東浦町大字
氏名
(電話 - -)

東浦町未移行幼稚園副食費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、この申請に関し、東浦町の担当者が関係所管課等に申請者及びその世帯員の課税状況等の確認又は証明書の取得を行うほか、関係施設に申請子どもの在園等の状況等について確認を行うことについて同意します。

申請子ども	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	利用施設名			
申請日の前年 1 月 1 日 現在の住所※	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ
申請日の前々年 1 月 1 日 現在の住所※	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ

※現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年（前々年） 1 月 1 日を賦課年度とする市町村
民税所得割額がわかる証明書を添付してください。

(生計の中心者の番号に○をつけてください) 申請子どもの保護者及び同居者		フリガナ	申請子ども との続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先
		氏名		個人番号		
	1			年 月 日		
	2			年 月 日		
	3			年 月 日		
	4			年 月 日		
	5			年 月 日		
	6			年 月 日		
	7			年 月 日		

※対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。
※実費徴収額に係る領収証(副食の材料費が分かるものに限る。)の写しを添付してください。

様式第 2（第 7 条関係）

東浦町未移行幼稚園副食費補助金交付決定（却下） 通知書

第 号
月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました未移行幼稚園副食費補助金の交付については、次のとおり 決定 ・ 却下 しましたので通知します。

利用子ども名	(生年月日 年 月 日)
補助年度 補助予定月 補助予定額	補助年度 年度
	補助予定月 月(月数 か月)
	補助予定額 円
却下理由	

様式第3（第8条関係）

東浦町未移行幼稚園副食費補助金交付請求書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所 東浦町大字

氏名

(電話 - -)

年 月 日付け 東子第 号で交付決定を受けた東浦町未移行幼稚園副食費補助金について、次のとおり請求します。

利用子ども	(生年月日 年 月 日)
補助金の 請求対象月	年 月分 ～ 年 月分 (月数 か月)
請求金額	円
支払方法	償還払い ・ 代理受領払い

なお、代理受領払いの場合、この請求に基づく補助金の受領に関する権限を次の
特定子ども・子育て支援提供者に委任します。

特定子ども・子育て支援提供者(受取人)

所 在 地

名 称

代表者氏名

(電話 - -)

(償還払いの場合は口座名義人が本人以外の場合は委任状が必要、受領委任払いの場
合は上記受取人口座)

振 込 口 座	金融機関名	銀 行 本 店 信用金庫 支 店 農 協 出張所		
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			